

青 谷 地 域 振 興 会 議		
平成 29 年 1 月 19 日		
担当課	企画推進部地域振興局	
	協働推進課	地域振興課
電 話	0857-20-3170	0857-20-3185

地域内情報伝達設備整備に対する支援の考え方

1 背景

地域社会では、過疎化、少子化、高齢化等の課題を抱えており、住民相互の助け合いによる安心・安全確保や、地域の活性化がこれまで以上に求められている。またそういった中で、地域コミュニティ活動を円滑に行うためには、自治会、町内会等の緊急連絡など、身近な情報の共有が不可欠であり、その情報を伝達するツール・設備についての重要性が再認識されている状況である。

《新市域における課題の特徴》

合併前から現在まで、アナログ方式防災行政無線等を利用し、防災情報はもとより、行政情報や地域内情報等(地域情報)を住民に伝達しているが、平成28年度から防災行政無線設備が「デジタル方式」に変更となることに伴い、その用途が「防災に関すること」に限定されるため、地域情報を伝達する手段の確保が課題となっている。

2 市の考え方の方向性

現在、地域コミュニティの維持・強化のために、市民が主体的に取り組む情報通信設備の整備にかかる経費について、一部助成を検討している。

3 現在検討している制度内容案

次の情報通信設備の設置(新設・更新)に係る経費の一部を助成。

	助成対象設備	助成対象経費
1	音声告知専用端末機器	音声告知専用端末機器の購入費並びにこれらの設置に要する標準的工事費
2	有線放送設備	有線放送設備の設置・更新に要する経費
3	地域無線システム設備	地域無線システムの設置・更新に要する経費

4 助成対象者

鳥取市自治連合会に加盟する町内会、集落、自治会(以下「町内会等」)

※複数の町内会等で構成する組織も可とする。

5 事業実施期間

平成29年4月1日から当分の間

6 その他

本助成金の利用は、期間内に1回限り。

<裏面へ>

○音声告知専用端末機器

ケーブルテレビ局がサービスするメニューのひとつで、情報を音声により迅速かつ正確に伝達できる地域情報提供システムです。

町内会等での地域内情報の伝達のほか、グループ設定をすれば、複数の町内会等や、地区公民館エリアでの情報伝達が可能です。放送内容を録音しておくこともできます。
※ケーブルテレビへの加入が必須です。



参考画像

○有線放送設備

従来から鳥取市内町内会等においても多く使用されている地域情報伝達システムです。

その多くは、集会所にアンプを設置し、各家庭に設置されたスピーカーとケーブルで接続することで情報が伝達されるシステムです。

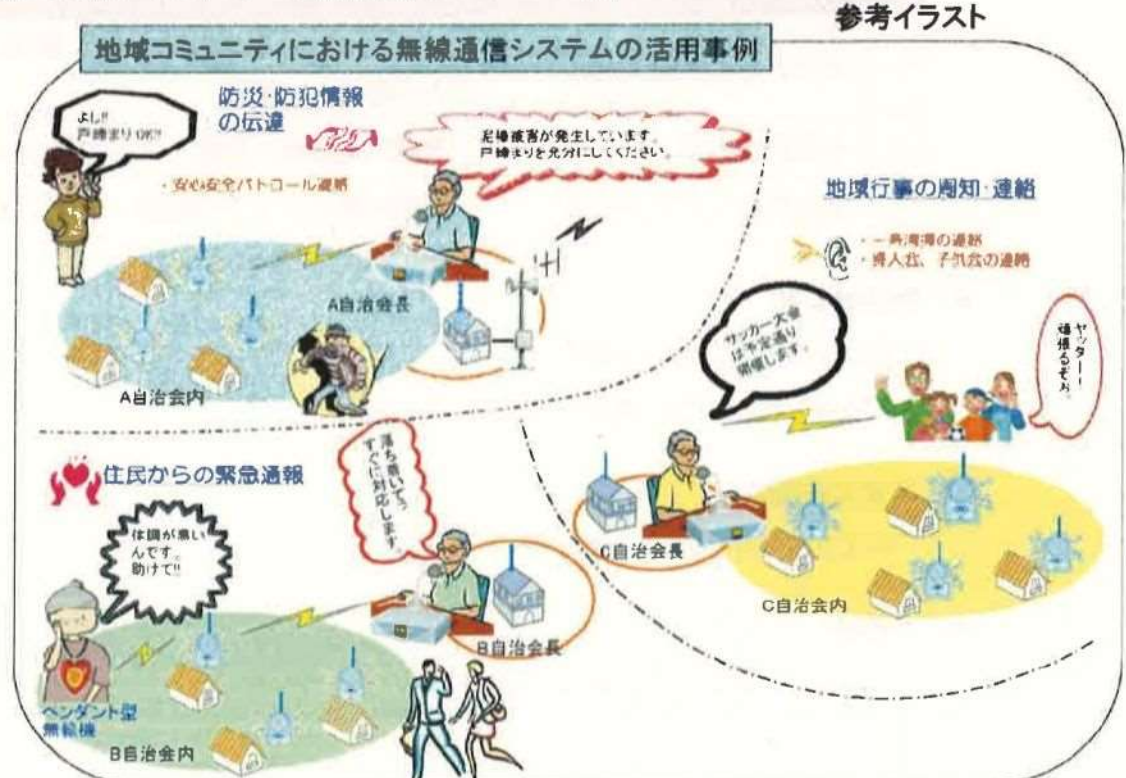
ケーブルを拡大していくことで放送領域は拡大しますが、エリア別の放送は困難です。

○地域無線システム

限られたエリア（町内会等、ゴルフ場やスキー場などの敷地が広いレジャー施設など）で自営放送したい場合や、既設の有線放送設備の配線の劣化に伴う架線の張り替え、放送柱や架線柱の移設機会に合わせて設備の更新がなされている情報提供システムです。

近年、自治体の導入も増えてきており、本市においても設置されている町内会等もあります。

半径 10 km 程度までのエリアであれば基本的に無線免許は不要で、地区や複数町内会でグループを組むことも可能です。



鳥取市ふれあい収集

ふれあい収集とは・・・

ふれあい収集とは、高齢者の方や障がい者の方が、家庭から出るごみを、ごみステーションへ持ち出すことが困難な場合に、鳥取市のごみ収集委託業者が自宅前まで回収に行くサービスです。（このサービスを利用する場合も鳥取市指定ごみ袋使用が必要です）



対象世帯

現にホームヘルプサービスを利用し、次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯

- ① 要介護1以上の1人暮らしの世帯
- ② 視覚障がい又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ③ 知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ④ 障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ⑤ ①から④に該当する者のみで構成される世帯

※特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入居されている場合や、親族、近隣住民、ホームヘルパー、ボランティア等の協力でごみ出しが可能な方は対象にはなりません。また、収集条件によってはお断りする場合がありますのでご了承ください。



ふれあい収集を利用するには申請が必要になります。

開始までの流れ



収集するごみの種類

可燃ごみ・プラスチックごみ・古紙類・食品トレイ・資源ごみ（びん・かん）・ペットボトル・乾電池等・小型破砕ごみの家庭から出るごみ

ふれあい収集を利用するにあたって・・・

- 鳥取市の家庭ごみの分別を行ってください。（可燃ごみ・プラスチックごみは、鳥取市指定の袋に入れて出してください）
- 収集日は、現在の収集日と同じです。
- ごみは、収集容器に入れて排出してください。

お問い合わせ先

○国府町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-39-0557
○福部町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-57-2812
○河原町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-76-3113
○用瀬町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-87-3783
○佐治町総合支所	市民福祉課	電話番号 0858-88-0212
○気高町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-82-3159
○鹿野町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-84-2013
○青谷町総合支所	市民福祉課	電話番号 0857-85-0012
○鳥取市生活環境課	廃棄物対策係	電話番号 0857-20-3217

ふれあい収集 専用容器



小型

高さ34センチ × 幅60センチ × 奥行38センチ



大型

高さ45センチ × 幅80センチ × 奥行45センチ

平成28年度

多面的機能支払交付金のあらまし



平成28年4月

農林水産省

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

このパンフレットは、地域の皆様が「多面的機能支払交付金」を活用して、活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説するものです。

1. 多面的機能支払交付金の構成

多面的機能支払交付金は、以下に示す農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

多面的機能支払交付金の構成



2. 多面的機能支払交付金の交付単価

(円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動※1、2、3)	①と②に取り組む 場合	③資源向上支払 (長寿命化※4※5)	①、②及び③に取り組む 場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830
北海道	①	②※1、2、3	①+②	③※4※5	①+②+③※6
田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑※7	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	130	120	250	400	620

○地域資源保全プランの策定：50万円/組織 ○組織の広域化・体制強化：40万円/組織

※1：農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保安全管理支払の取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。

※2：②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本。

※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※4：水路や農道などの施設の補修や更新を実施。

※5：本単価は交付上限額で、広域活動組織(p3)の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は5/6を乗じた額となる。

※6：②及び③と一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。従って、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/10aとなる。

※7：畑には樹園地を含む。

3. 支援の対象となる組織

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織、または広域活動組織※のいずれかを設立する必要があります。

農地維持支払交付金

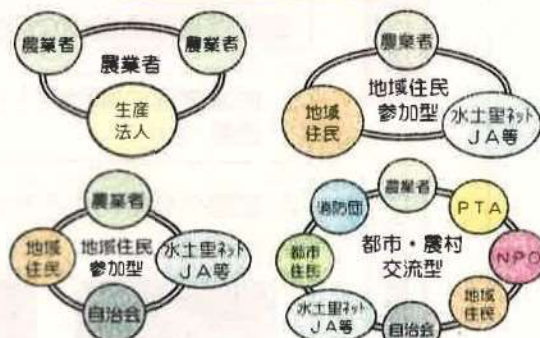
活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

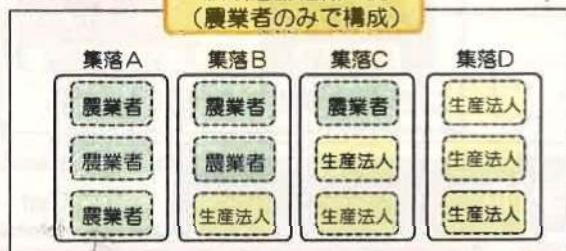
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

活動組織の例



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)



広域活動組織の例
(農業者及びその他の者で構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織
または広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

○地域資源保全プランの策定

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

※広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落(活動組織)、土地改良区、地域の関係団体など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。(組織の広域化・体制強化 40万円/組織)

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上(北海道にあっては、3,000ha以上)を有していることが基本です。なお、都道府県が別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

4. 対象活動

多面的機能支払では、以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動①及び地域資源の適切な保安全管理のための推進活動②を支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施します。（実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断）

点検・計画策定



施設の点検



年度活動計画の策定

研修（例）



組織運営に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上実施

実践活動（例）



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

② 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

地域での話し合いにより地域資源の保安全管理の目標を定め、目標に即した取組を実施しながら、将来にわたる地域資源の保安全管理に関する構想を策定します。

農村の構造変化に対応した
保安全管理の目標の設定

保安全管理の
内容や方向の設定

推進活動※1
の実践

地域資源保安全管理
構想※2の策定

※1 推進活動の例（毎年度実施）

- ・ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- ・ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・ 地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 等

※2 推進活動を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。組織は活動期間中に本構想を策定する。

資源向上支払交付金（共同活動）

水路、農道等の施設の軽微な補修①、農村環境保全活動②及び多面的機能の増進を図る活動③を支援します。

①施設の軽微な補修

活動計画書に位置づけた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施します。「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。

計画策定	機能診断	実践活動(例)		研修(例)
				
年度計画の策定	施設の機能診断	水路のひび割れ補修	農道の部分補修	補修等に関する研修

※研修は、活動期間中に1回以上実施

②農村環境保全活動

生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施します。「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。

計画策定	啓発・普及(例)	実践活動(例)		
				
年度計画の策定	地域住民との交流活動	水質調査	グリーンベルトの設置	植栽活動

③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づく、下記のa～hの活動を毎年度実施します。

a：遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	b：農地周りの共同活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
c：地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d：防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e：農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f：医療・福祉との連携 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	
h：a～gのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	

※ 直ちにa～hのいずれかの活動に取り組みない組織については、資源向上支払交付金（共同活動）の交付単価は5/6を乗じた額となる

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援します。

水路、農道等の補修や、機能維持のための更新等の活動を実施します。

補修(例)



摩耗した水路壁への表面被覆材の塗布



未舗装農道の舗装



漏水箇所の補修

更新等(例)



コンクリート水路の更新



ゲート・バルブの更新

「大きな組織にして効率的に活動したり、組織をNPO化したい」

「施設の長寿命化に取り組むための計画を作りたい」

という場合には、以下の活動が実施できます。

組織の広域化・体制強化

- ① 広域活動組織の設立
- ② 組織の特定非営利活動法人化を支援します。
(40万円/組織)

地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。
(50万円/組織)

5. 対象となる農用地

対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ ②については、以下の(a),(b),(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が実施要綱に基づく基本方針にその考え方を記載することができます。

(a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

(b) 地方自治体の契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地

(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

資源向上支払交付金（共同活動）

農振農用地区域内の農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

農振農用地区域内の農用地

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

【新規組織】

① 組織の設立

↓ 活動を実施する組織を設立します。

② 事業計画の作成

↓ 地域で取り組む活動について、事業計画（原則5年間）を作成します。

【継続組織】

① 事業計画の作成

↓ 従来 of 活動内容に変更がない場合、既存の活動計画書等を添付することで、事業計画を作成します。

※事業計画の期間は、協定期間終了年度末までとすることが可能です。

③ 申請書類の提出

事業計画について市町村の認定を受けるため、組織から市町村へ申請を行います。
（事業計画の認定申請書の提出は6月30日までです。なお、市町村により期限が異なる場合がありますので、詳細は市町村にお問い合わせください。）

申請の際は、以下の書類を提出します。

【新規組織】

- ・事業計画書
- ・活動計画書
- ・活動組織規約（広域組織の場合は、広域協定書及び運営委員会規則）
- ・工事に関する確認書（資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動対象とする場合）

【継続組織】

- ・事業計画書
- ・活動計画書
- ・参加同意書
- ・追加活動申請書（26年度に作成している場合）
- ・協定書（資源向上支払において、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動対象とする場合）

※27年度からは、市町村との協定の締結は不要です。
（広域活動組織を設立する場合は、市町村から広域協定の認定を受けます。）

④ 活 動 の 実 施

市町村へ交付金の交付を申請し、交付金を受け、事業計画に基づく活動を実施します。

⑤ 活 動 の 記 録 ・ 報 告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。

7. 交付ルート

交付金は国から都道府県、都道府県から市町村に交付され、組織には市町村から交付されます。



8. 事務の簡素化等

多面的機能支払の使い勝手を良くするため、事務の簡素化等に取り組んでいます。

法制度への円滑な移行

① 事業計画書の簡素化

- 活動内容に変更がない場合、既存の活動計画書等を添付することで、法に基づく事業計画書が作成できます。

② 事務支援体制の充実

- これまで交付・申請事務等を担ってきた地域協議会を、活動組織をサポートし地方公共団体の事務を支援することができる推進組織として位置付けました。

事務の簡素化

① 事業計画認定手続の簡素化

- これまで市町村・地域協議会と活動組織の間で別々に行っていた、協定の締結及び採択申請を、市町村による事業計画の認定に一本化しました。

② 「ひな形」の使用等による書類作成の簡素化

- 「ひな形」を活用することで、該当項目をチェックしたり、必要最低限の事項を記入すれば簡単に書類が作成できます。

③ 活動の実施状況に係る組織の提出書類、市町村の確認事務の簡素化

- 農地維持支払では、書類審査による確認から、現地見回りにより確認する方法とし、書類の提出・確認に要する手間を簡素化しています。なお、写真帳の作成は不要です。

④ 事業計画の認定申請及び実施状況報告の一元化

- 事業計画の認定申請及び実施状況報告は、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払と併せて3支払一括の様式で実施できます。

交付金の弾力的な活用

① 地方裁量による地域実態に即した取組内容の追加

- 実施要綱に基づく基本方針の取組内容を補完し、効果を高める多面的機能の発揮に必要な共同活動を、活動計画書に定めて実施できます。

② 必須活動を実施した上での交付金の弾力的な活用

- 農地維持支払と資源向上支払（共同活動）の経理を1本化しています。
- 必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、農地維持支払による資源向上支払の対象活動の実施や、資源向上支払による農地維持支払の対象活動の実施が可能です。

③ 交付金の計画的な活用

- 計画的な活動のため、組織において、活動期間内の交付金の持越が可能です。
- 活動期間終了年度の翌年度を始期とし、新たに事業計画の認定を受ける組織については、交付金の残額を翌年度の経理に含めることができます。

多面的機能支払交付金に関するQ & A (1 / 2)

(Q1) 活動期間は原則5年間としているが、5年間でなくてもよいのでしょうか。

(A) 活動期間は原則5年間ですが、平成26年度以前に協定を締結している場合は、当該協定の残期間を活動期間とすることができます。

(Q2) 5年間以上、活動を実施している農用地について、資源向上支払（共同活動）の単価が75%になるのはどうしてですか。

(A) 農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払から通算して5年間以上の活動を実施している農用地については、本制度の活用による活動が定着し、効率的な実施が考えられることから、資源向上支払（共同活動）の交付単価を基本単価の75%とすることとしています。なお、農地維持支払については、基本単価の補正を行うこととはしておりません。

(Q3) 新たに活動を立ち上げる場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中で交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q4) 交付金はいつ支払われるのでしょうか。

(A) 市町村から事業計画の認定を受けた後、市町村に対して交付申請をしていただくこととなります。その後、都道府県、市町村を通じて、できるだけ速やかに活動組織に交付するよう努めて参ります。

(Q5) 活動組織の行う事務を農業団体等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う多面的機能支払に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の、活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

多面的機能支払交付金に関するQ & A (2 / 2)

(Q6) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか。

- (A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきたいと考えております。中山間地域等直接支払交付金は、協定に基づき個人へ配布することも可能ですが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払の活動を実施した後にも、なお不足が生じた際に追加で活動を実施することや、多面的機能支払交付金を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当していただく必要があります。

(Q7) 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要でしょうか。

- (A) 農地維持支払は、農業者のみの活動組織でも取り組み、農村環境保全活動の実施を要件としないなど畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯においても取り組みやすい制度となっています。こうした地域においても、例えば農道、排水路や鳥獣害防護柵の管理といった活動を行っている事例もあり、地域の実情に応じた活動に取り組んでいただきたいと考えています。

(Q8) 活動期間中に、活動計画書に定める活動ができなくなった場合、交付金の返還は必要でしょうか。

- (A) 活動計画書に定めた活動が行われていないことが確認された場合、交付金の全部または一部を、事業計画（原則5年間）の認定年度に遡って返還して頂くことになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除しています。

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 多面的機能支払交付金について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 農村活性化グループ 011-231-4111（内線27-862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3540）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 （内線2569/2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83342）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

青谷町の全域で広域化した場合の試算

現活動組織の状況

組 織 名		対象農用地面積			交付金				組織への割当額		
		田	畑	計	農地維持	共同	長寿命化	計	維持・共同	長寿命化	合 計
養郷環境保全活動組織	52	906a	0a	906a	271,800	163,080	398,640	833,520	434,880	398,640	833,520
奥崎環境保全活動組織	52	2,416a	193a	2,609a	763,400	455,724	1,101,640	2,320,764	1,219,124	1,101,640	2,320,764
蔵内環境保全会	12	1,609a	0a	1,609a	482,700	241,350		724,050	724,050	0	724,050
大坪環境保全活動組織	12	2,442a	104a	2,546a	753,400	375,660		1,129,060	1,129,060	0	1,129,060
露谷地域資源保全会	12	601a	0a	601a	180,300	144,240		324,540	324,540	0	324,540
南田農地維持組合	5	273a	0a	273a	81,900			81,900	81,900	0	81,900
吉川環境保全活動組織	12	1,048a	139a	1,187a	342,200	169,710		511,910	511,910	0	511,910
桑原集落活動組織	55	954a	0a	954a	286,200		419,760	705,960	286,200	419,760	705,960
合 計		10,249a	436a	10,685a	3,161,900	1,549,764	1,920,040	6,631,704	4,711,664	1,920,040	6,631,704

全組織が全ての活動に取り組んだ場合

組 織 名		対象農用地面積			交付金				交付金増加額		
		田	畑	計	農地維持	共同	長寿命化	計	維持・共同	長寿命化	合 計
養郷環境保全活動組織	52	906a	0a	906a	271,800	163,080	398,640	833,520	0	0	0
奥崎環境保全活動組織	52	2,416a	193a	2,609a	763,400	455,724	1,101,640	2,320,764	0	0	0
蔵内環境保全会	5	1,609a	0a	1,609a	482,700	289,620	707,960	1,480,280	48,270	707,960	756,230
大坪環境保全活動組織	12	2,442a	104a	2,546a	753,400	450,792	1,095,280	2,299,472	75,132	1,095,280	1,170,412
露谷地域資源保全会	12	601a	0a	601a	180,300	108,180	264,440	552,920	△ 36,060	264,440	228,380
南田農地維持組合	5	273a	0a	273a	81,900	49,140	120,120	251,160	49,140	120,120	169,260
吉川環境保全活動組織	12	1,048a	139a	1,187a	342,200	203,652	488,920	1,034,772	33,942	488,920	522,862
桑原集落活動組織	55	954a	0a	954a	286,200	171,720	419,760	877,680	171,720	0	171,720
善 田	新	956a	194a	1,150a	325,600	193,032	459,440	978,072	518,632	459,440	978,072
青 谷	新	2,498a	50a	2,548a	759,400	455,040	1,109,120	2,323,560	1,214,440	1,109,120	2,323,560
合 計		13,703a	680a	14,383a	4,246,900	2,539,980	6,165,320	12,952,200	2,075,216	4,245,280	6,320,496

活動組織の状況

組 織 名		対象農用地面積(a)			交付金(円)				広域化した場合の交付金(円)				備考
		田	畑	計	農地維持	共同	長寿命化	計	農地維持	共同	長寿命化	計	
実施地区	養郷環境保全活動組織	906	0	906	271,800	163,080	398,640	833,520	271,800	163,080	398,640	833,520	
	奥崎環境保全活動組織	2,416	193	2,609	763,400	455,724	1,101,640	2,320,764	763,400	455,724	1,101,640	2,320,764	
	蔵内環境保存会	1,609	0	1,609	482,700	241,350	0	724,050	482,700	241,350	707,960	1,432,010	
	大坪環境保全活動組織	2,442	104	2,546	753,400	375,660	0	1,129,060	753,400	375,660	1,095,280	2,224,340	
	井手農地維持組合	695	0	695	208,500	0	0	208,500	208,500	125,100	305,800	639,400	
	計	8,068	297	8,365	2,479,800	1,235,814	1,500,280	5,215,894	2,479,800	1,360,914	3,609,320	7,450,034	
未実施地区	下蔵内	48	0	48	14,400	0	0	14,400	14,400	8,640	21,120	44,160	面積は水稲作付
	善田	848	0	848	254,400	0	0	254,400	254,400	152,640	373,120	780,160	面積は水稲作付
	下善田	313	0	313	93,900	0	0	93,900	93,900	56,340	137,720	287,960	面積は水稲作付
	計	1,209	0	1,209	362,700	0	0	362,700	362,700	217,620	531,960	1,112,280	
合 計		9,277	297	9,574	2,842,500	1,235,814	1,500,280	5,578,594	2,842,500	1,578,534	4,141,280	8,562,314	

鳥取県における多面的機能支払の広域化(組織、事務)の事例

区分	組織広域化					
組織名	南谷環境保全協議会(倉吉市)	久米ヶ原地域農地・水・環境保全組織(倉吉市)	西郷農地水まもり隊(鳥取市)	瑞穂地区環境を守る会(鳥取市)	四王寺地区資源保全会(倉吉市)	旧船岡町地域広域協定(八頭町)
設立年度	平成19年度	平成21年度	平成26年度	平成19年度	平成27年度	平成27年度
取組面積	122ha(田1121ha、畑1ha)	283ha(田2ha、畑252ha、草地29ha)	147ha(田139ha、畑8ha)	213ha(田203ha、畑10ha)	69ha(田55ha、畑14ha)	37ha(田37ha、畑0ha)
関係集落数	6集落(関金土地改良区の一部)	11集落(土地改良区単位)	15集落(旧西郷村単位)	9集落及び地区外の耕作者も含む	5集落(四王寺農事組合の範囲から既存組織分を抜いたもの)	3集落(6実行組合)(旧船岡町単位 大江地域)
組織運営	役員25名	23名(各集落から2名程度)改良区選出 1名 この中から役員3名選出	17名(各集落から1名)この中から、役員5名選出	役員31名	18名(集落代表各1名、運営委員各2名、土地改良区代表)からなる運営協議会による。	4名(会長、副会長、会計、監査)運営委員(各集落及びその他の団体の代表)
活動の考え方	【考え方】活動は各集落単位で行う。 【内容】水路の補修・更新、道路の補修・修繕	【考え方】活動は各集落単位で行う。 【内容】水路(パイプライン)の補修・更新、道路の補修・修繕 ほ場、農道、水路の草刈り・泥上げ	【考え方】活動は各集落単位で行う。 【内容】水路の補修・更新、道路の補修・修繕	【考え方】活動は各施設単位(農用地・水路・農道等)で活動期間を決めて行う。 【内容】各施設の維持管理等 水路の補修・更新、道路の補修・修繕	【考え方】活動は各集落単位で行う。 【内容】農地及び農業用施設の維持管理、地域環境の保全	【考え方】活動は各集落単位で行う。作業遅れの部分は集落営農法人と協力して行う。 【内容】水路の補修・更新、道路の補修・修繕
事務処理の方法	【考え方】各集落の活動実績により、一括処理を行う。 【内容】各集落から領収書により、支払いを行う。 各集落から活動実績報告(日報、写真等)により、県、国への提出資料を作成する。	【考え方】各集落の活動実績により、一括処理を行う。 【内容】各集落から領収書により、支払いを行う。 各集落から活動実績報告(日報、写真等)により、県、国への提出資料を作成する。 各集落から提出された日報により構成員に日当を支払う。	【考え方】優先順位の高いものから着工。 【内容】各集落の工事担当者(いなければ広域組織の役員)が資材や工事の発注、支払は広域組織が行う。 各集落から活動実績報告(日報、写真等)により、県、国への提出資料を作成する。	【考え方】各集落・個人の活動実績により、一括処理を行う。 【内容】各個人から活動実績報告(日報、写真等)により、支払いを行う。 各集落・個人から活動実績報告により、県、国への提出資料を作成する。	【考え方】各集落の活動実績により、一括処理を行う。 【内容】各集落から領収書により、支払いを行う。 各集落から活動実績報告(日報、写真等)により、県、国への提出資料を作成する。	【考え方】各集落の活動実績により、一括処理を行う。 【内容】各集落から領収書により、支払いを行う。 各集落から活動実績報告(日報、写真等)により、県、国への提出資料を作成する。
事務処理に必要な経費	・事務を関金土地改良区へ委託。 (委託費400～500千円程度/年) →2,000円×4h=8,000円/回 ・交付金に占める割合 約4% (450千円÷10,800千円)	・事務委託費として、土地改良区に年間に50万円支払。 ・交付金に占める割合 約4% (500千円÷12,800千円)	・地区公民館へ庶務委託(70千円程度/年)しているが、その内容は資料準備・連絡窓口であり、上記の事務処理については三役+運営委員、集落内の工事担当者等が行う。 ・役員手当として、代表者には5万円/年、会計担当には4万円/年を支払。	・役員で実施。 ・事務手当として、代表者及び会計担当者ともに約15万円/年を支払。	・四王寺土地改良区が事務処理を担当する。事務費年120千円 (10,000円/月×12ヶ月) ・交付金に占める割合 約2% (120千円÷5,700千円)	・今現在、未定であるが、今後、事務委託費の検討要。

ダイキンアレス青谷 技能技術棟の増築について

2016年12月

ダイキン工業株式会社

DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

1

1. 当社の概要

(2016年3月現在)

会社名	ダイキン工業株式会社 1963年（昭和38年）大阪金属工業株式会社から社名変更
創業	1924年（大正13年）10月25日大阪市で創業 創業者：山田晃
設立	1934年（昭和9年）2月11日
資本金	850億円
グループ 従業員数	60,805名（単独6,870名）
会長・社長	会長：井上礼之 社長兼CEO：十河政則
本社	大阪市
グループ 会社数	連結子会社213社（国内28社、海外185社）

【事業別売上高構成】

化学事業



半導体用途



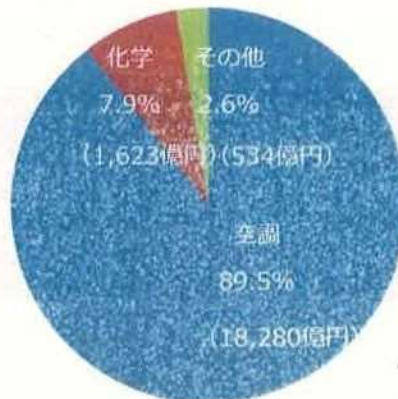
自動車用途



撥水撥油剤

売上高 (2016/3月期)
20,437億円

2015年度



その他事業

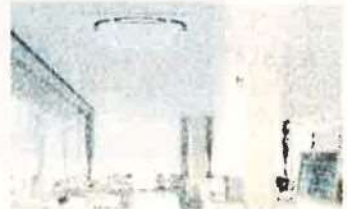


油圧機器



酸素濃縮機

空調事業



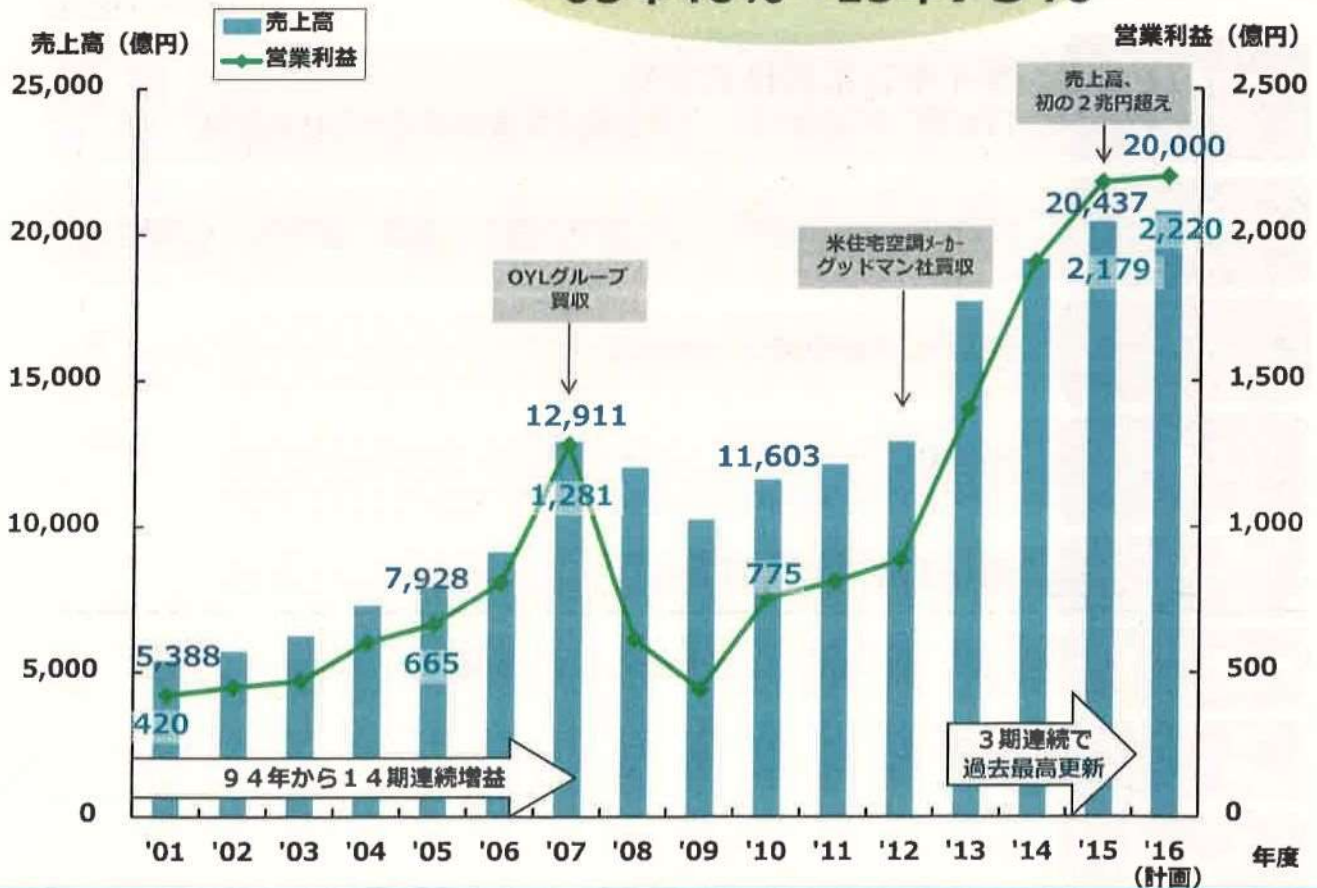
DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

3

【業績推移】

海外事業比率

05年46%⇒15年75%



DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

4

2. アレス青谷の増築について

【2008年 既存施設 建設の背景】

- グローバルに急速な事業拡大を進めてきた当社では、事業の担い手となる質的人材の確保・育成が追い付いておらず、とりわけ、「次世代幹部」「海外現地人幹部」「グローバル人材」等の計画的育成が、最重要課題の一つであった。
- その中で、昭和56年以来、新入社員合宿研修で利用させていただいている「池田市立自然の家」が池田市から売却されることになり、豊かな自然に恵まれた、当社の研修場所としても馴染みの深い同地を取得。
- 「当社の経営理念や人を基軸におく経営」を学ぶ場、技術・技能研修も含めた人材育成の総本山として、宿泊型集中研修に主眼を置いた「グローバル研修施設」を建設することとした。

DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

【既存施設の概要】

- ・ 建設予定地：鳥取市青谷町井手 5 7 2 - 5
- ・ 敷地面積：51, 856 m²
- ・ 延床面積：16, 541 m²
- ・ 建物の構造：鉄筋コンクリート6階建（一部、8層）
- ・ 主な機能：大研修室（最大210人収容）
階段講義室（最大94人収容）
討議室10室、大浴場、ダイニング、
宿泊室46室
- ・ 竣工：2008年4月

【アレス青谷の増築について】

- 2008年のオープン以降、アレス青谷は、国内外の社員の研修、社員の家族も含めた保養、ロビー活動、地域社会での利用など多目的に利用され、好評をいただいている。
結果として、施設の稼働率は高水準となり、利用がひっ迫している状況にある。
- 特に、グローバルに生産拠点が広がる中であって、海外の技能者が長期間泊まり込みで研修を行う形式での利用が拡大しており、今後、更にニーズが高まる計画にある。
- 今回、技能研修機能を充実し、当社のモノづくり力の更なる基盤強化を図りたい。

DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

- 更に、この機会に、当社の重点戦略テーマである人材力強化を加速するために、「技術力の強化」「経営幹部・若手・女性をはじめとした多様な人材の育成」に向けた研修機能の強化を図る。
- 同時に、「ロビー活動・地域社会による利用の更なる充実」「保養利用の受入れ機能の強化」を図るとともに、施設に最新の設備・技術を取り入れることで、「技術開発のテストの場」「当社の技術力をPRするショールーム」としてのもう1段の多目的な利用を実現する。

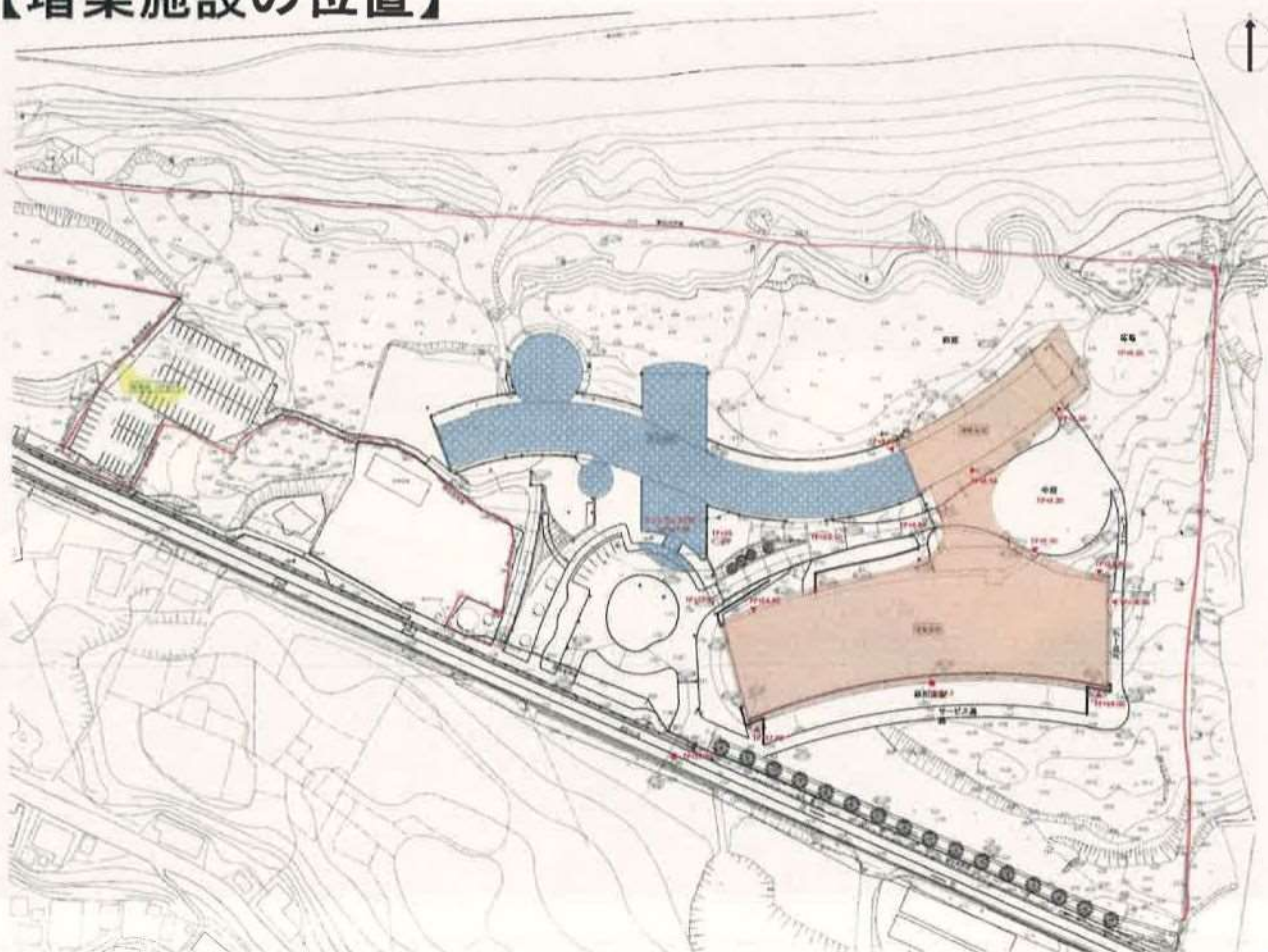
DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

【増築施設の概要】

- ・ 延床面積 : 14,500m²程度
(既存施設 : 16,541m²)
- ・ 建物の構造 : 鉄骨造7階建
- ・ 主な機能 : 技能実習室、技術実習室、会議室
宿泊室35室、応接ラウンジ
- ・ 着工 : 2017年4月
- ・ 竣工 : 2018年4月(予定)

DAIKIN INDUSTRIES, LTD.

【増築施設の位置】



DAIKIN INDUSTRIES, LTD.



DAIKIN INDUSTRIES, LTD.



DAIKIN INDUSTRIES, LTD.